

V 様式一覧

様式	A 1	農地中間管理事業借受希望者の募集区域について（回答）	50
様式	A 2	農用地等借受申込書	51
様式	A 3	応募者リスト	53
様式	A 4	農用地等の借受希望取下書	54
様式	B 1	農用地貸出希望申込書	55
様式	B 2	受領委任状	56
様式	B 3	同意書	57
様式	B 4	農用地現地確認記録用紙	58
様式	B 5	貸出希望者及び農用地等リスト	59
様式	C 1	（説明様式） 機構関連事業について（農地所有者向け説明書）	60
様式	C 2	（説明様式） 機構関連事業について（貸付け相手向け説明書）	61
様式	D 1	借受予定者選定調書	62
様式	D 2	農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）	64
様式	D 3	農用地利用配分計画（権利の設定関係）	67
様式	D 4	農用地利用配分計画（権利の移転関係）	70
様式	D 5	賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等	73
様式	E 1	名義変更届（出し手用）	79
様式	E 2	名義変更届（受け手用）	80
様式	E 3	口座変更届	82
様式	E 4	住所変更届	83
様式	E 5	借賃の変更について	84
様式	E 6	契約期間の満了通知（出し手用）	85
様式	E 7	契約期間の満了通知（受け手用）	86
様式	F 1	農地中間管理事業振替・振込期日等連絡票	87
様式	F 2	農地中間管理事業振替・振込結果報告	88
様式	G 1	契約書（市町村版）	89
様式	G 2	事業計画書（市町村版）	92
様式	G 3	実績報告書（市町村版）	95
様式	G 4	業務日誌（市町村版）	99
様式	H 1	契約書（J A・公社版）	100
様式	H 2	事業計画書（J A・公社版）	103
様式	H 3	実績報告書（J A・公社版）	106
様式	H 4	業務日誌（J A・公社版）	111

※ 様式については、各地域の実情に応じて、受託者と基金との間で協議の上アレンジして用いることが可能である。

様式 A 1

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

市・町・村 長

農地中間管理事業借受希望者の募集区域について（回答）

貴基金理事長から照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

区 域 名	農用地等の特徴	区域内における担い手の確保状況 (下記※に該当するものに○)		
		A	B	C
		A	B	C
		A	B	C
		A	B	C
		A	B	C

※ 区域内における担い手の確保状況

- | |
|--|
| A：担い手は十分確保されている。
B：担い手はあるが十分ではない。
C：担い手がいない。 |
|--|

《区域設定にあたっての考え方》

○公益財団法人愛知県農業振興基金農地中間管理事業規程で次のように規定されています。

- ・市町村の区域又は市町村内の町若しくは字その他の区域とし、当該市町村の意見を聞いて設定することとしている。
- ・募集に当たっては、当該区域における
 - ①農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
 - ②当該区域内に担い手が十分いるかどうか
 を明確にして募集するものとする。

○本件の公募区域の区分けについては、「人・農地プラン」の作成範囲や地域集積協力金の「地域」と同一とする必要はありません。

様式 A2

農用地等借受申込書

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金
理事長 殿

申請者 住所
氏名 印

下記により農用地等を借り受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、記載内容については、農地中間管理事業の推進に関する法律第17条第2項の規定により公表されることについて、承知しております。

また、貴基金がこの申込書記載の個人情報に当事業のために利用すること、並びに業務遂行に必要な範囲で行政機関・農業協同組合等の関係団体・個人に情報開示されることに同意します。

記

1 借受けを希望する農用地等について

(1) 希望する区域

市町村名		希望する区域	
① 希望する区域が市町村内のどこでもよい場合は「全域」と記入してください。			
② 希望する区域が市町村内の特定区域の場合は「特定できる区域名」を記入してください。(例)「旧市町村名」「町名」「大字名」等			

(2) 農用地等の種別、面積、条件

種別	田	畑	樹園地	その他 ()
面積	a	a	a	a
条件				

2 借り受けた農用地等に作付けしようとする主な作物

作物名					
-----	--	--	--	--	--

3 借受けを希望する期間

令和 年 ~ 令和 年 までの 年間

4 現在の農業経営の状況

経営規模	ha	(所有地 ha、 借受地 ha)
主要作物名等	ha	ha
	ha	ha 頭・羽

主要所有 農業機械名	PS 台	PS 台	
	条 台		
農業従事者	人	(うち常雇用者数	人)

5 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由 (○を付してください)

ア 規模の拡大	イ 農地の集約化	ウ 新規参入	エ その他
---------	----------	--------	-------

6 申請者情報

【個人の場合】

氏 名	ふりがな	生年月日	連絡先 (TEL)

借受者の内容 (○を付してください)

ア 認定農業者(個人)	イ 認定農業者(法人)	ウ 認定新規就農者	エ 基本構想水準到達者	オ 中心経営体*	カ 非担い手
-------------	-------------	-----------	-------------	----------	--------

*中心経営体とは、ア～エ以外の「人・農地プラン」に位置づけされた者

【法人その他の団体の場合】

ふりがな 法 人 名 等			
所 在 地			
連絡先 (TEL)			
役 員 等 に 関 す る 事 項			
役職名	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所

- 1 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。
- 2 常時従事する役員の名前に○印を付すこと。
- 3 履歴事項全部証明書を添付すること。

応募者リスト

募集する区域 市町村	区域	氏名又は名称	区域内	区域外	新規参入	希望する農用地の状況		
						農用地の種類	面積(a)	作物の種類

様式 A 4

農用地等の借受希望取下書

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

住 所

氏 名 印

電話番号

先に農地中間管理事業に係る農用地等の借受を申込みましたが、今般、その借受申込を取り下げます。

記

申込を取り下げる地区（市町村名等）

様式 B 1

農用地貸出希望申込書

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

年 月 日

(貸出希望者)

〒

住所

氏名

印

(自署の場合押印を省略できます。)

連絡先電話番号

生年月日(任意)

1 貸し出しを希望する農用地

所在地	現況地目	面積(m ²)	備考

2 賃借権の設定時期(何月から貸し出したいか希望があれば記載してください。)

3 賃借権の存続期間(何年間貸し出したいかを記入してください。特に希望がない場合は、10年間とします。)

4 借賃の振込口座

	農協 銀行 金庫		本店 支店	口座番号									
貯金種目	普通	口座名義 人(カナ)											

※貸出希望者と口座名義人が異なる場合、受領委任状を提出すること。

○本申込に当たり同意していただく事項

- 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあること。
- 基金がこの申込書記載の個人情報を本事業のために利用すること、並びに業務遂行に必要な範囲で行政機関・農業協同組合等の関係団体・個人に情報開示されること。

受領委任状

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

代理人

住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人に定め、下記権限を委任します。

委任事項

公益財団法人愛知県農業振興基金に貸し出した農地の借賃の受領に関すること。

委任者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

<注意事項>

委任者の氏名は、個人の場合は、必ず委任者本人が自署し、認め印を押印してください。法人の場合は、会社名はゴム印でもかまいませんが、印鑑は必ず登録してある代表者印を押印してください。

同意書

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

共有者（相続人）代表者

住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者が共有者（相続人）代表者として下記事項を行うことに同意します。

同意事項

- 1 公益財団法人愛知県農業振興基金に農地を貸し出すこと。
- 2 貸し出した農地の借賃の受領に関すること。

共有者（相続人）の同意

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

<注意事項>

共有者（相続人）の同意欄は共有者（相続人）の全員を記載してください。
 共有者（相続人）の氏名は、個人の場合は、必ず委任者本人が自署し、認め印を押印してください。法人の場合は、会社名はゴム印でもかまいませんが、印鑑は必ず登録してある代表者印を押印してください。

様式 B 4

農用地現地確認記録用紙

1. 確認日 年 月 日

2. 確認者

担当者名：

貸出希望者：

その他：

3. 対象土地と確認内容

所在・地番	利用状況	生産力	用排水	土壌	備考
	適・否	良・否	良・否	良・否	
	適・否	良・否	良・否	良・否	
	適・否	良・否	良・否	良・否	
	適・否	良・否	良・否	良・否	

4. 特記事項

.....

.....

.....

機構関連事業について（農用地所有者向け説明書）

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。）は、愛知県農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や受け手の申請によらず、愛知県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

（機構チェック欄）

- ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。
- ・ 機構関連事業は、愛知県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、愛知県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、所有者の都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

年 月 日

（説明者）

愛知県農地中間管理機構

（説明を受けた方）

氏 名

機構関連事業について（貸付け相手向け説明書）

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。）は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や受け手の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

- ・ 機構関連事業は、愛知県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、愛知県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

- ・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

様式 D 1

借受予定者選定調書

貸出農用地所在地	借受予定者	(1)基本原則該当	(2)人・農地プランの内容考慮	(3)～(6)優先配慮等	複数候補者との調整時における意見聴取実施の有無 (注2)
					該当のとき○
複数候補者との調整時において意見聴取をした場合は、その意見の要約（注2）					

- 注1 裏面の貸付先決定ルールに該当する項目欄に○をつけること。
 なお、従前に耕作していた農業者が借受希望者の公募に応募している場合は、当事者と十分に協議を行った上で、基本原則に抵触していないかを確認し、優先順位を付けて貸付先を決定すること。
- 注2 裏面の貸付先決定ルール（4）②、（5）①及び（6）①の判断に当たって、必要があれば、利害関係人（借受希望応募者リストに搭載されている者）に意見聴取をする。その場合右欄に○をつけ、意見があれば下段に意見の要約を記載すること。

《貸付先決定ルール》

(1) 基本原則

機構は、農用地利用配分計画の策定や、市町村による機構を經由した貸借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意による、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- ② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

(2) 機構は、(1)の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。

(3) 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、

- ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
- ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合

には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。

(4) 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

- ① 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。
- ② そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

(5) (3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合

- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。（これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。）
- ② ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

(6) (3)・(4)以外の場合で、地域内に十分な担い手がいない場合

- ① 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
- ② 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- ③ ①の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

農用地利用集積計画(農地中間管理事業一括設定)【記載例】

権利利用調整を行った団体 住所 新城市福田 10 法人名 JA000

集積計画整理番号	捺印

1 権利関係	【農地中間管理機構は、賃借権等の設定を受ける農用地等について、同時に賃借権等の設定を行う。(A→B、B→C)】						
利用権を設定する者(地権者)(A)	新城市杉山字5-38	電話	0536-55-1234	氏名又は法人名	大岡久美子	同意印(認め印可)	
農地中間管理機構(B)	名古屋市中区錦3丁目3番8号	電話	052-651-3288	法人名	公益財団法人 愛知県農業振興基金	同意通知手続きにより押印省略	
利用権を受ける者(受け手)(C)	設楽町田口字町浦1-2	電話	0536-21-5555	氏名又は法人名	(農) 新城ファーム	同意印(認め印可)	

2 各筆明細

整理番号	利用権を設定する土地		設定する利用権							新規・再貸付区分	利用権以外の権利を有する者(A・C以外)			備考	
	所在	現況地目	面積	利用権の種類	今後の利用(地目と異なる時)	始期	終期	期間	借賃(0.1aあたり)		支払の相手方(土地所有者と異なる時)	借賃の支払方法	住所		氏名又は法人名
1	設楽町東納庫字飛田38番	田	1,529	賃貸借		2019/12/1	2029/11/30	10年	玄米60kg相当	振込	振込				
2	設楽町東納庫字飛田40番	田	973	使用貸借		2019/12/1	2029/11/30	10年	-	-					
3	設楽町東納庫字飛田1番1	畑	1,263	賃貸借	果樹園	2019/12/1	2029/11/30	10年	12,000	振込	振込	木村小夜			
4	設楽町東納庫字飛田2番1	畑	1,893	賃貸借	ハウス	2019/12/1	2029/11/30	10年	30,000	振込	振込				
5															
6															
7															
8															
9															
10															
			5,658												
			合計面積												

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	基金及び権利の設定を受ける者並びに土地所有者の費用に關する支払区分の内容	備考

別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考
土地改良区経常賦課金	地権者負担	

(記載上の注意事項)

- (1) この各筆明細は、権利の設定の当事者ごとに別葉とする。権利を設定する者が同一で、権利を受ける者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
- (2) 「権利の設定を受けている者の氏名又は名称・住所」は、権原者がいないときは「―」を記入する。
- (3) 「共同債」の場合は、代表者名義のみを記載し※押印し、その内訳を別紙で添付してください※。※自署の場合は押印を省略できる。
- (4) 「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書で下段に2段書きする。なお、1筆の一部について賃借権等が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (5) 「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」と記載する。
- (6) 「今後の利用」は、現況地目とは異なる利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (7) 「始期」・「終期」はそれぞれ「○○年○○月○○日」と記載する。「存続期間」は、「○年」と記載する。
- (8) 「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(10aあたりの額及び農産物の換算数量)を記載する。
- (9) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払方法を記載する。
- (10) 「新規・更新・再貸付」区分は、**新規**＝中間管理権の設定前の3月末時点から基金に貸付けられるまでの間、利用権の設定がされていないもの、**更新**＝中間管理権の設定前に利用権の設定がされたことがあるもの、**再貸付**＝中間管理権の満期から再度設定されるもの。

(共通約定事項)

- (1) 農用地利用集積計画の定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (2) 利用権の設定：1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。
- (3) 借賃の改訂：この計画に同意後、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、借賃の改訂が必要となった場合には、公益財団法人愛知県農業振興基金(以下、「基金」という)、権利を設定する者及び権利の設定を受ける者が協議したうえで改定手続きを行う。
- (4) 借賃の支払猶予：基金及び権利を設定する者は、権利の設定を受ける者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (5) 借賃の減額
- ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の権利の設定を受ける者から基金に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、当該借賃を減額する場合には、権利を設定する者に対して借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、権利を設定する者・権利の設定を受ける者及び基金が協議して定める。
- イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、基金又は権利の設定を受ける者の責めに帰することができなくなり、賃料はその使用及び収益をすることができなくなつた部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることができなくなったときも、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- ウ 権利を設定する者と権利の設定を受ける者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (5) 転貸等の禁止：基金は当該農地を、権利を設定する者の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。権利の設定を受ける者は、第三者に転貸し、この計画による権利を移転してはならない。
- (6) 権利の消滅及び解約にあつたときの相手方の同意
- ア 天災地変その他、権利を設定する者及び設定を受ける者並びに転借人の責に帰するべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達成することができなくなったときは、当該土地に係る賃借権又は使用貸借権は終了する。
- イ 基金及び権利を設定する者は、1の各筆明細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。但し、権利の設定後、土地所有者の同意なく「権利の移転」をすることがある。
- ウ 基金及び権利の設定を受ける者は、1の各筆明細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
- (7) 修繕及び改良
- ア 権利を設定する者は基金及び転借人の責に帰すべき事由によらないうちに生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。但し、緊急を要するとき、基金及び権利を設定する者において修繕することができない場合は、権利を設定する者の同意を得て基金及び権利の設定を受ける者に修繕させることができる。
- イ 目的物の改良は、権利の設定を受ける者が行う。(利用条件改善業務による場合を除く。)
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は別表1に定められたものを除き、民法又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に従う。
- (8) 租税公課の負担
- ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は土地所有者が負担する。
- イ 目的物に係るかんがい排水、土地改良等に必要経費等に必要経費等は原則として別表2に定めるところによる。
- ウ 農業保険法(平成29年政令第263号)に基づく共済掛金及び賦課金は、権利の設定を受ける者が負担する。
- エ その他目的物の通常の維持保存に要する経費は、権利の設定を受ける者が負担する。
- (9) 目的物の返還
- ア 賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、権利の設定を受ける者は、その満了の日までに目的物を原状に回復して、返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、権利の設定を受ける者は、原状回復の義務を負わない。
- イ 目的物の上に権利の設定を受ける者が播栽する永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、基金及び権利を設定する者の同意を得る。また、権利の設定を受ける者が附属物の設置をした場合において、賃借権又は使用貸借が終了したときは、権利の設定を受ける者は当該附属物を収去する義務を負う。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、権利の設定する者が附属物を収去しないことに同意している者に限り、基金及び権利の設定を受ける者は収去の義務を負わない。この場合、基金及び権利の設定を受ける者が支出した費用においては、権利を設定する者が費用償還に同意している場合に限り、基金及び権利を設定する者に対して償還の請求をすることができ、基金及び権利を設定する者により設定される賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
- (10) 賃借権及び使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
- 基金、権利を設定する者及び転借人が権利の設定を受ける者は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による賃借権又は使用貸借を設定する者、権利の設定を受ける者及び愛知県、市町村が協議のうえ、真にやむを得ない認められる場合はこの限りでない。
- (11) 賃借権取得者の義務：権利の設定を受ける者は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。
- (12) 賃借権又は使用貸借の解除：基金は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、権利の設定を受ける者が取得した賃借権又は使用貸借を解除することができる。
- (13) 契約の解除並びに違約金請求
- ① 契約の解除：基金は、権利の設定を受ける者が当該土地を適正に利用していないと認められる場合、愛知県知事の承認を得て、賃借権契約を解除するものとする。
- ② 違約金の支払い：基金の責めに帰さない事由により貸借を終了させたこととなった場合には、基金は、権利の設定を受ける者に対し残存期間に相当する金額を違約金として請求することができる。
- (14) 機構関連事業：農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (15) その他：この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画にない事項及びこの農用地利用集積計画にない事項及びこの農用地利用集積計画にない事項及びこの農用地利用集積計画にない事項が協議して定める。

貸出希望農地集積計画兼農地配分計画台帳

No.	利用権を設定する農地の情報		設定する利用権										出し手名情報(A)			
	所在	現況 地目	面積	利用権 の種類	今後の利用 (地目と異なる時)	始期 年月日	終期 年月日	存続期間 又は 残存期間	借賃 10a当たり	支払の相手 方 (地権者と異なる時)	支払 方法	新規・再 貸付区分	出し手氏名 等	ヨシカキ	郵便番号	出し手住所
	設楽町東納庫字飛田39番	田	1529	質貸借		2019/12/1	2029/11/30	10年	玄米60kg 相当	振込	新規	大岡久美子 等	ヨシカキ	441-1341	新城市杉山字5-38	0536-55-1234
	設楽町東納庫字飛田40番	田	973	使用貸借		2019/12/1	2029/11/30	10年	-	-	新規	大岡久美子 等	ヨシカキ	441-1341	新城市杉山字5-38	0536-55-1235
	設楽町東納庫字飛田1番1	畑	1263	質貸借	果樹園	2019/12/1	2029/11/30	10年	12,000	振込	新規	大岡久美子 等	ヨシカキ	441-1341	新城市杉山字5-38	0536-55-1236
	設楽町東納庫字飛田2番1	畑	1883	質貸借	ハウス	2019/12/1	2029/11/30	10年	30,000	振込	再貸付	大岡久美子 等	ヨシカキ	441-1341	新城市杉山字5-38	0536-55-1237

記入例

借受者情報(C)										付加情報(賃料口座情報)				(精算情報)			
受け手氏名等	ヨシカキ	郵便番号	受け手住所	電話	利用権 の種類	始期 年月日	終期 年月日	存続期間・残 存期間	借賃 10a当たり	受け手か らの受領 方法							
(農)新城ファーム	シジロ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2	0536-21-5555	質貸借	2019/12/1	2029/11/30	10年	玄米60kg相 当	振替							
(農)新城ファーム	シジロ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2	0536-21-5555	使用貸借	2019/12/1	2029/11/30	10年	-	-							
(農)新城ファーム	シジロ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2	0536-21-5555	質貸借	2019/12/1	2029/11/30	10年	12,000	振替							
(農)新城ファーム	シジロ	441-2301	設楽町田口字町浦1-2	0536-21-5555	質貸借	2019/12/1	2029/11/30	10年	30,000	振替							

様式 D3

農用地利用配分計画(権利の設定関係)

1 各筆明細

権利の設定を受ける者の氏名又は名称		権利の設定を受ける者の住所		権利の設定を受ける土地		設定する権利の内容						備考
整理番号	現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者の氏名又は名称・住所	所在地	現況地目	面積(m ²)	権利の種類 (賃借権・ 使用貸借権)	利用目的 (作目等)	始期 終期	存続 期間	借賃 (10a当た り)	借賃の 支払い方法		
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者 住所(同上) 氏名・名称(代表者)												

印

(記載注意)

- (1) 「権利の設定を受けている者の氏名又は名称・住所」は、権原者がいないときは「一」を記入する。
- (2) 「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書で下段に2段書きする。なお、1筆の一部について賃借権等が設定される場合には、○○○○㎡の内○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (3) 「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」と記載する。
- (4) 「利用目的」は、権利の設定による当該土地の利用目的〔例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等〕を記載し、水田裏作を目的とする権利設定の場合にはその利用期間をも併記する。
- (5) 「始期」「終期」はそれぞれ「○○年○○月○○日」と記載する。「存続期間」は、「○年」と記載する。
- (6) 「償還」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (7) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年○月○日までに○○銀行の基金名義の貯金口座に振り込む)を記載する。
- (8) この各筆明細は、賃借権の設定等を受ける者ごとに別葉とする。

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の改定
この計画に同意後、農業委員会の提供する借賃等の情報を勘案して、借賃の改定が必要となった場合には、公益財団法人愛知県農業振興基金(以下、「基金」という)と権利の設定を受ける者が協議したうえで改定手続を行う。
- (2) 借賃の支払猶予
基金は、権利の設定を受ける者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (3) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物(以下、「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、農産物価格の低下若しくは生産費の上昇その他の経済事情の変動により又は近隣類似の農地の借賃の額に比較して不相当となったときは、権利の設定を受ける者は、農地法第20条の規定に基づき将来に向かって借賃の額の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金と権利の設定を受ける者が協議して定める。
イ 目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、権利の設定を受ける者は借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金、愛知県及び権利の設定を受ける者が協議して定めるものとし、必要に応じて所在地の農業委員会の意見を聞くものとする。
- (4) 転貸等の禁止
権利の設定を受ける者は、目的物を第三者に転貸し、又はこの計画による権利を移転してはならない。
- (5) 解約にあたっての相手方の同意
基金及び権利の設定を受ける者は、1の各筆明細に定める賃借権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
- (6) 修繕及び改良
ア 目的物の修繕は、権利の設定を受ける者が行う。ただし、災害等による大規模な修繕の場合は、基金と権利の設定を行う者、及び土地所有者が協議して定める。
イ 目的物の改良は、権利の設定を受ける者が行う。(利用条件改善業務による場合を除く。)
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は別表1に定めたものを除き、民法又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に従う。
- (7) 租税公課の負担
ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は土地所有者が負担する。
イ 目的物に係るかんがい排水、土地改良等に必要経常費は原則として別表2に定めるところによる。
ウ 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、権利の設定を受ける者が負担する。

- エ その他の目的物の通常の維持保存に要する経費は、権利の設定を受ける者が負担する。
- (8) 目的物の返還
ア 賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、権利の設定を受ける者は、その満了の日までに目的物を原状に回復して、返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、権利の設定を受ける者は、権利の設定を受ける者は、原状回復の義務を負わない。

イ 賃借権の存続期間が満了の際、目的物の上に権利の設定を受ける者が植栽した永年性作物がある場合には、新たに権利の設定を受ける者がこれを買収できる。また農地中間管理権の期間満了により、土地所有者に返還する場合は、土地所有者がこれを買収できる。土地所有者の承諾を得て権利の設定を受ける者が植栽した永年性作物がある場合において、土地所有者に返還する場合は、権利の設定を受ける者の請求により土地所有者はこれを買収する。なお、買収する永年性作物の価額は、双方が協議して定めるものによる。

ウ 権利の設定を受ける者は、他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(9) 賃借権及び使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

基金及び権利の設定を受ける者は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、基金、権利の設定を受ける者及び愛知県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(10) 賃借権取得者の責務

権利の設定を受ける者は、この農用地利用配分計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。

(11) 利用状況の報告及び計画の解除

① 利用状況の報告
 権利の設定を受ける者は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に基金に農地中間管理機構の推進に関する法律施行規則第15条に定めるところにより報告しなければならぬ。

② 契約の解除

基金は、権利の設定を受ける者が当該土地を適正に利用していないと認められる場合、又は正当な理由がなく①の規定による報告をしないときは、愛知県知事の承認を得て、賃借契約を解除するものとする。

③ 違約金の支払い

基金の責めに帰さない事由により貸借を終了させるとなった場合には、基金は、権利の設定を受ける者に対し残存期間に相当する金額を違約金として請求することができる。

(12) 機構関連事業

農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及びこの農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、基金、権利の設定を受ける者及び愛知県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	基金及び権利の設定を受ける者並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	基金及び権利の設定を受ける者の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

様式 D 4

農用地利用配分計画(権利の移転関係)

1 各筆明細

権利の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 権利の移転をする者の氏名又は名称及び住所	(氏名又はは名称) (氏名又はは名称)	(住所) (住所)	移転する権利の内容						備考
			権利を移転する土地			移転する権利の内容			
整理番号	所在地	現況 地目	面積 (㎡)	権利の種類 (賃借権、 使用貸借権)	利用目的 (作目等)	移転の始期 移転の終期	残存 期間	借賃 (10a当た り)	借賃の 支払い方法
この計画に同意する。									
権利の移転を受ける者			住所 (同上)			氏名・名称 (代表者)			
権利の移転をする者			住所 (同上)			氏名・名称 (代表者)			

印

印

(記載注意)

- (1) 「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書で下段に2段書きする。なお、1筆の一部について賃借権が設定される場合には、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (2) 「権利の種類」は、「賃借権」又は「使用貸借権」と記載する。
- (3) 「利用目的」は、賃借権の設定による当該土地の利用目的〔例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等〕を記載し、水田裏作を目的とする権利設定の場合にはその利用期間をも併記する。
- (4) 「移転の始期」、「移転の終期」はそれぞれ「〇〇年〇〇月〇〇日」と記載する。「残存期間」は、「〇年〇月」と記載する。
- (5) 「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (6) 「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と支払方法(例えば、毎年〇月〇〇日までに〇〇銀行の基金名義の貯金口座に振り込む)を記載する。
- (7) この各筆明細は、権利の移転を受ける者ごとに別葉とする。

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより移転される賃借権又は使用貸借による権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 借賃の改定
この計画に同意後、農業委員会の提供する借賃等の情報を勘案して、借賃の改定が必要となった場合には、公益財団法人愛知県農業振興基金(以下、「基金」という)と権利の移転等を受ける者が協議したうえで改定手続きを行う。
- (2) 借賃の支払猶予
基金は、権利の移転を受ける者が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (3) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物(以下、「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、農産物価格の低下若しくは生産費の上昇その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃の額と比較して不相当となったときは、権利の移転を受ける者は、農地法第20条の規定に基づき将来に向かって借賃の額の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金と権利の移転を受ける者が協議して定める。
イ 目的物が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、権利の移転を受ける者は借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、基金、愛知県及び権利の移転を受ける者が協議して定めるものとし、必要に応じて所在地の農業委員会の意見を聞くものとする。
- (4) 転貸等の禁止
権利の移転を受ける者は、目的物を第三者に転貸し、又はこの計画による権利を移転してはならない。
- (5) 解約にあつての相手方の同意
基金及び権利の移転を受ける者は、1の各筆明細に定める賃借権の残存期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
- (6) 修繕及び改良
ア 目的物の修繕は、権利の移転を受ける者が行う。ただし、災害等による大規模な修繕の場合は、基金と権利の移転を受ける者、及び土地所有者が協議して定める。
イ 目的物の改良は、権利の移転を受ける者が行う。(利用条件改善業務による場合を除く。)
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は別表1に定めたものを除き、民法又は土地改良法(昭和24年法律第195号)に従う。
- (7) 租税公課の負担
ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は土地所有者が負担する。
イ 目的物に係るかんがい排水、土地改良等に必要経常費は原則として別表2に定めるところによる。
ウ 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、権利の移転を受ける者が負担する。
- エ その他目的物の通常の維持保存に要する経費は、権利の移転を受ける者が負担する。
- (8) 目的物の返還
ア 賃借権又は使用貸借による権利の残存期間が満了したときは、権利の移転を受ける者は、その満了の日までに目的物を原状に回復して、返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、権利の移転を受ける者は、原状回復の義務を負わない。
イ 賃借権の残存期間が満了の際、目的物の上に権利の移転を受ける者が植栽した永年性作物がある場合には、新たに賃借権の設定等を受ける者がこれを買い取るができる。また農地中間管理権の期間満了により、土地所有者に返還する場合は、土地所有者がこれを買い取るができる。土地所有者の承諾を得て権利の移転を受ける者が植栽した永年性作物がある場

合において、土地所有者に返還する場合は、権利の移転を受ける者の請求により土地所有者はこれを買取る。なお、買取るべき永年性作物の価額は、双方が協議して定めるものによる。

ウ 権利の移転を受ける者は、他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(9) 賃借権及び使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

基金及び権利の移転を受ける者は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定される賃借権又は使用貸借による権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、基金、権利の移転を受ける者及び愛知県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(10) 賃借権取得者の責務

権利の移転を受ける者は、この農用地利用配分計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(11) 利用状況の報告及び計画の解除

①利用状況の報告

権利の移転を受ける者は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に基金に農地中間管理機構の推進に関する法律施行規則第15条に定めるところにより報告しなければならない。

②契約の解除

基金は、権利の移転を受ける者が当該土地を適正に利用していないと認められる場合、又は正当な理由がなく①の規定による報告をしないときは、愛知県知事の承認を得て、賃貸借契約を解除するものとする。

③違約金の支払い

基金の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、基金は、権利の移転を受ける者に対し残存期間に相当する金額を違約金として請求することができる。

(12) 機構関連事業

農地中間管理機構が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及びこの農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、基金、権利の移転を受ける者及び愛知県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	基金及び権利の移転を受ける者並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	基金及び権利の移転を受ける者の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

様式 D 5

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(個人農業者)

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農業従事日数	日			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	賃借権の設定等を受ける者が現に耕作又は養蚕の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目 (C)		賃借権の設定等を受ける者の世帯員 (構成員) の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)	
		世帯員 (構成員)	農業専従者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)
		農地	農地	農業専従者 (人)	人			
採草放牧地	採草放牧地	主として農業に従事する者 (人)	人	人日				
その他		従として農業に従事する者 (人)	人					
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養蚕の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)								

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかこの記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) A欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。
なお、「その他」には、混交林地、農業用施設等の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設等の用に供される土地の別記その面積を記載する。
- (3) C欄は、主たる経営科目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「飼養」、「養鶏」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (4) D欄の「農業専従者」とは自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは自家農業労働日数が年間おおむね60日～149日の者をいう。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農地所有適格法人)

整理番号	農地所有適格法人名	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の 主な農機具の所有の状況 (G)			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m ²	農地 採草放牧地 その他	事業の種類		種類	数量		
		農畜産物名	関連事業等の内容			種類	数量
		現在	現在	現在			
		権利取得後	権利取得後	権利取得後			
		事業の実施状況及び事業計画					
		農業					
		3年前	3年前				
		2年前	2年前				
		1年前	1年前				
		初年度	初年度				
		2年目	2年目				
		3年目	3年目				
利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)							
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の 権利設定・移転	法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数	
						年間農業従事日数	年間農業従事日数
						前年実績	前年実績
						見込み	見込み
承認会社であって投資平滑化法の適用を受ける者が農地所有適格法人の構成員となっている場合 (F)							
			雇用労働力 (年間延日数)		人口		
その構成員の株主の氏名・名称							
			賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)				

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれ合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混交林地、農業用施設用の供される土地、開発して農用地用の供される土地又は開発して農業用施設用の供される土地の別記にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、耕作又は養畜の事業に関する事業 ①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等(以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また、「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(連続のない場合には空白欄、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度の売上高の見込みをそれぞれ記載する)。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社においては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の年間従事日数において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労働管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあっては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあっては業務執行権を有する社員、株式会社において取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労働管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農地所有適格法人以外の法人)

整理番号	法人名	賃借権等の設定を受ける者の事業の状況 (C)		賃借権等の設定を受ける法人の事業の状況 (C)		賃借権等の設定を受ける法人の状況 (F)		賃借権等の設定を受ける法人の状況 (G)		
賃借権等の設定を受ける土地の面積 (A) m ²		賃借権等の設定を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²		事業の種類 農畜産物名		賃借権等の設定を受ける法人の主な家畜の飼養の状況 (F)		賃借権等の設定を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)		
農地	採草放牧地	その他	農地	採草放牧地	現在	種類	数量	種類	数量	
					権利取得後					
賃借権等の設定を受ける法人の雇用労働力の状況 (D)		賃借権等の設定を受ける法人の耕作又は養畜の事業を執行する役員の状況 (E)								
雇用労働力 (年間延日数)	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数						
				前年実績	見込み					
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (F)										

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかはその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定が2つ以上ある場合は、それぞれ合算して面積を記入する。
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別記その面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものと認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (5) (E) 欄の「住所」欄には、耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等が生活の本拠としている場所を記載する。
- (6) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用計画の公告の日を含む事業年度の公告の日を含む事業年度における耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等の農業への年間従事日数を記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (7) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用計画の公告の日を含む事業年度において耕作又は養畜の事業を執行する取締役、理事、執行役、支店長等が行った農業への年間従事日数とし、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における耕作又は養畜の事業を執行することとなる農業への年間従事日数を記載する。

様式 D 5

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農作業に常時従事しない個人)

整理番号	氏名又は名称	性別	年齢	農業従事日数	日			
賃借権等の設定を受ける者が現在耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (A) m ²	賃借権等の設定を受ける者が現在耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) m ²	賃借権等の設定を受ける者の主たる経営科目 (C)		賃借権等の設定を受ける者の世帯員 (構成員) の農業従事者及び雇用労働力の状況 (D)		賃借権等の設定を受ける者の主な家畜の飼養の状況 (E)	賃借権等の設定を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)	
		世帯員 (構成員)	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種類			数量
農地	農地	男	農業専従者 (人)	人日			種類	数量
採草放牧地		女	主として農業に従事する者 (人)					
その他	採草放牧地							
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)								

(記載注意)

- 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画のいずれかはその記載があれば、他はその記載を要しない。
- A欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。
なお、「その他」には、混放林地、農業用施設等に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別記その面積を記載する。
- C欄は、主たる経営科目を「水稲」、「果樹」、「野菜」、「飼豚」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- D欄の「農業専従者」とは自家農業労働日数が年間おおよそ150日以上の方を、「農業補助者」とは自家農業労働日数が年間おおよそ60日～149日の方をいう。

名 義 変 更 届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長 殿

新名義人 住 所

氏 名 ㊟
電話番号

年 月 日から利用権を設定した下記農用地の名義人（土地所有者）に変更が生じたのでお知らせします。

なお、残存期間については、農用地利用集積計画に定める条件で継続することに異論はありません。

記

1 名義変更の農用地

利用権を設定した土地			設定した利用権			
所在	地目	面積㎡	利用権の種類	始期	終期	借賃

2 旧名義人

住 所
氏 名

3 移転の理由

相続

4 添付書類

土地の登記事項証明書（写し）

5 借賃の振込口座

農協 銀行 金庫	本店 支店	預 金 種 目	口座番号									
			口座名義人 (カナ)									

※ 名義人と口座名義人が異なる場合、受領委任状の提出が必要となります。

名 義 変 更 届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

農用地利用配分計画の利用権を下記のとおり移転するので、お知らせします。
 なお、残存期間については、農用地利用配分計画に定める条件で継続することに異
 論はありません。
 また、貴基金がこの変更届記載の個人情報を当事業のために利用すること、並びに業
 務に必要な範囲で行政機関・農業協同組合等の関係団体・個人に情報開示されることに同
 意します。

記

1 名義変更の農用地

賃借権の設定を受けた土地						設定を受けた権利			
市町村	大字	字	地番	現況地 目	面積 m ²	権利の種類	始期	終 期	借賃
						(賃貸借)			

2 旧名義人

住 所
氏 名

3 移転の理由

相 続

4 添付書類

他の相続人の同意書

口座変更届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

住 所

氏 名

㊞

電話番号

農用地の賃料の受け取り口座については、下記口座への変更をお願いします。

記

1 貸出している農用地

2 賃料の振込口座

農協 銀行 金庫	本店 支店	預 金 種 目	口座番号									
			口座名義人 (カナ)									

※ 名義人と口座名義人が異なる場合、受領委任状の提出が必要となります。

様式 E 4

住 所 変 更 届

年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金理事長殿

氏 名

印

住所を変更しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 旧住所

2 新住所

郵便番号

住 所

電話番号

【機構に貸し出している農地】

土地の地番	地目	面積 (㎡)	備考

借賃の変更について

年 月 日

公益財団法人 愛知県農業振興基金理事長 殿

賃貸人（土地所有者） 住所

氏名 印

電話番号

賃借人（耕作者） 住所

氏名 印

電話番号

農地中間管理事業による権利の設定がされた下記土地に係る借賃について、賃貸人（土地所有者）及び賃借人（耕作者）は下記のとおり借賃の変更をすることに同意しましたので、ご承知ください。

記

1 土地の表示・変更内容

土地の所在・地番	地目	面積 (㎡)	1年分の借賃（円）		備考
			変更前	変更後	

2 借賃を変更する理由

3 借賃変更時期

年 月 日から変更

様式 E 6 (出し手宛)

令和 年 月 日

(農地所有者)

○ ○ ○ ○ 様

業務委託先：○○市町村・JA○○
部署名 ○ ○ ○ ○

農地中間管理権の期間満了の通知書

平成(令和) 年 月 日付け公告の農地集積計画によって農地中間管理権を設定した下記の農地は、令和 年 月 日をもって契約期間が終了しますので、ご連絡申し上げます。

なお、受け手(耕作者)様にも契約が終了する旨の連絡をしておりますので、申し添えます。

また、契約満了後も貸し付けを希望される場合は、あらためて契約が必要となりますので、市町村またはJAの窓口にご相談ください。

記

1. 契約期間の満了する農用地等

別紙「各筆明細」写しのとおり

以上

令和 年 月 日

(耕作者)

○ ○ ○ ○ 様

業務委託先：○○市町村・JA○○
部署名 ○ ○ ○ ○

農地中間管理権の期間満了の通知書

平成(令和) 年 月 日付け公告の農地集積計画によって農地中間管理権を設定した下記の農地は、令和 年 月 日をもって契約期間が終了しますので、ご連絡申し上げます。

なお、出し手(地権者)様にも契約が終了する旨の連絡をしておりますので、申し添えます。

また、契約満了後も貸し付けを希望される場合は、あらためて契約が必要となりますので、市町村またはJAの窓口にご相談ください。

記

1. 契約期間の満了する農用地等

別紙「各筆明細」写しのとおり

以 上

様式 F1

農地中間管理事業振替・振込期日等連絡票

農業協同組合

報告者：

1 振替の期日・金額等

	処理日	総件数	総金額
振り替え (引き落とし)			
振り込み			

様式 F2

農地中間管理事業振替・振込結果報告

愛知県農業振興基金あて

農業協同組合

報告者：

振替	振込
----	----

該当する処理を○で囲んでください

処理実施日 年 月 日

項目	件数	金額(円)
処理依頼件数・金額		
正常終了件数・金額		
処理不能件数・金額		

- * あわせて振替・振込結果一覧（不能結果の個別明細と処理依頼合計金額がわかるもの）も送付してください。
- * 過年度分が含まれる場合は、個別明細にその部分を明記してください。

農地中間管理事業業務委託契約書

公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を、農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき、（以下「乙」という。）に委託することについて、乙との間に次のとおり契約を締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、乙に対し、甲が実施する農地中間管理事業に関する業務のうち、別表に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

2 乙は、農地中間管理事業業務委託実施要領のほか、甲が別に定める「農地中間管理事業業務手順書」により実施する。

3 乙は、委託業務を実施する場合は、委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を甲と事前に協議し作成提出するものとする。また、実施計画書に記載された内容に重大な変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

（委託費）

第2条 甲が、乙に支払う委託費は、経常的な業務に要する経費と随時、個別に行う業務に係る経費の2種とする。

（1）窓口業務や契約保全管理等、経常的に実施する業務の委託料の範囲は、別表1のとおりとする。

（2）広報や賃料支払い等、随時、個別業務に係る委託料の範囲は、別表2のとおりとする。

（契約期間）

第3条 業務を委託する期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（委託費の支払い）

第4条 甲は、委託業務が完了し、その額が確定した後に委託費を乙の請求により支払うものとする。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。但し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の委任により農業委員会が行うことができる。

（委託業務の遂行）

第6条 乙は、委託業務を実施計画書に記載された計画にしたがって実施しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

(委託業務の報告)

第7条 乙は、委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書（様式第3号 以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、乙から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、額を確定するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、第2条に規定する委託費の実支出額とする。

ただし、甲は、受託者の実支出額の総額が甲の当該年度予算総額を超える事態となる場合は、予算の範囲内で額の確定を行うことができるものとする。

(委託業務の中止)

第9条 乙は、止むを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、契約を解除し、第4条及び第8条の規定に準じて精算するものとする。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し又は変更することができる。

(実施状況等の報告)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求めることができる。

(証憑書類の備え置き)

第12条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、その収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証憑書類を契約期間満了の日から5年間保存しなければならない。

(疑義の決定)

第13条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

(別表)

1. 経常的に委託する業務

業務内容	委託料の範囲
1. 農地利用集積窓口業務 ・ 出し手・受け手掘り起こし業務 ・ 貸出申し込み窓口業務 ・ 受け手の応募窓口業務 ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 農用地現況確認業務	左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費 (業務に従事した職員に係る人件費（但し勤務時間内は除く）、臨時雇用者賃金、その他業務を行う上で必要となる経費)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者リスト作成業務（利害関係人の意見聴取） ・ 集積計画案作成業務（一括方式含む） ・ 配分計画案の作成業務 ・ 農地台帳の作成業務（農地台帳データの提供） ・ 上記の業務の実施に当たって必要な関連業務 <p>2. 契約保全・維持管理業務（研修会等含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約情報の保全業務 ・ 満期契約の更新案内、更新手続き業務 ・ 相続等契約の変更に関する業務 ・ 合意解約等契約の消滅に関する業務 ・ 権利の移転手続きに関する業務 ・ 業務の実施に必要な研修会等への参加 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	
---	--

2. 随時、個別に委託する業務

業務内容	委託料の範囲
<p>1. 賃料業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の賃料相場の検討業務等 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	<p>左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費 (会議、打合せに要した経費等)</p>
<p>2. 広報業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等掲載 ・ リーフレットの作成、戸配など ・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	<p>左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費 (広報原稿料、印刷製本費、郵送費等)</p>

以上の契約の証として、契約書2通を作成し記名捺印の上各1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 名古屋市中区錦三丁目3番8号
 公益財団法人 愛知県農業振興基金
 理事長 鈴木才将 ㊟

乙

代表者 ㊟

令和3年度農地中間管理事業に関する委託業務実施（変更）計画書

市町村名

1. 実施業務

- (1) 農地利用集積窓口に関する業務（新規・更新）
- (2) 契約保全・維持管理に関する業務（満期・変更解除・台帳整備・研修会）
- (3) 賃料相場の検討業務等
- (4) 広報に関する業務（広報・周知）

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 実施計画

※〇〇部分を記入

業務区分	計画目標
(1) 農地利用集積窓口業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出し手・受け手掘り起こし業務 ・ 貸出申し込み窓口業務 ・ 受け手の応募窓口業務 ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 農用地現況確認業務 ・ 応募者リスト作成業務（利害関係人の意見聴取） ・ 集積計画案作成業務（一括方式含む） ・ 配分計画案の作成業務 ・ 農地台帳の作成業務（台帳データの提供） ・ 上記の業務の実施に当たって必要な関連業務 	新規集積面積 〇〇.〇ha 更新集積面積 〇〇.〇ha
(2) 契約保全・維持管理に関する業務(研修会等含む) <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約台帳（情報）の保全業務 ・ 満期契約の更新案内、更新手続き業務 ・ 相続等契約の変更に関する業務 ・ 合意解約等契約の消滅に関する業務 ・ 権利の移転手続き 	契約管理面積 〇〇.〇ha

<ul style="list-style-type: none"> ・ その他保有契約に関する照会・相談対応 ・ 業務の実施に必要な研修会等への参加 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	
(3) 賃料相場の検討業務等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の賃料相場の安定化に資する会議の開催等 ・ 地域の相場情報の提供 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	○月頃開催
(4) 広報に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等への掲載 ・ リーフレット等の戸別配布 ・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	○月頃発行 ○回

※委託業務の具体的な役割分担等については、JA 等と調整して下さい。

上記表の(1)「新規集積面積」とは本年度新規に利用権が設定された農地とし、「更新集積面積」とは円滑化事業等(利用権設定事業や中間管理事業の再貸付を含む)からの切替更新された面積を記入して下さい。(2)「契約管理面積」とは当年度期首に農地中間管理事業で利用設定してある農地面積の合計面積(契約保有面積)で件数はその筆数(概数可)を記入。

4. 予算概算

業務区分	予算の積算	概算額(千円)
人件費	業務に従事した職員の超過勤務手当等、臨時職員の賃金 下記1 積算明細	
物件費	業務に必要な旅費、燃料費、通信費、印刷費等経費 下記2 積算明細	
合計		

※1 人件費見積内訳

区分	概算見積費(千円)
超過勤務手当	
休日勤務手当	
賃金	
合計	

※2 物件費見積内訳

区分	所要見積額 (千円)	備考 (数量等)
旅費・燃料費	300	
通信費	100	通年
印刷費	100	10000 枚
消耗品費	100	
合計		

令和3年度農地中間管理事業に関する委託業務実績報告書

号
令和 年 月 日

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

住 所
市町村名
代表者名

業務委託契約書第9条に基づく令和3年度の農地中間管理事業に関する受託業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施業務

- (1) 農地利用集積窓口に関する業務（新規・更新）
- (2) 契約保全管理に関する業務（変更・解除・台帳整備）
- (3) 賃料相場の安定化及び情報提供に関する業務
- (4) 広報に関する業務（広報・周知）

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 実施結果

※〇〇部分を記載

業務区分	実績
(1) 農地利用集積窓口業務 <ul style="list-style-type: none">・ 出し手・受け手掘り起こし業務・ 貸出申し込み窓口業務・ 受け手の応募窓口業務・ 農地台帳情報との照合確認・ 農用地現況確認業務	新規集積面積 〇〇.〇ha 更新集積面積 〇〇.〇ha

<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募者リスト作成業務（利害関係人の意見聴取） ・ 集積計画案作成業務（一括方式含む） ・ 配分計画案の作成業務 ・ 農地台帳の作成業務（台帳データの提供） ・ 上記の業務の実施に当たって必要な関連業務 	
<p>(2) 契約保全・維持管理に関する業務(研修会等含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約台帳（情報）の保全業務 ・ 満期契約の更新案内、更新手続き業務 ・ 相続等契約の変更に関する業務 ・ 合意解約等契約の消滅に関する業務 ・ 権利の移転手続き ・ その他保有契約に関する照会・相談対応 	<p>契約管理面積</p> <p>〇〇. 〇 ha</p> <p>〇〇 件</p>
<p>(3) 賃料相場の検討業務等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の賃料相場の安定化に資する会議の開催等 ・ 地域の相場情報の提供 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	<p>〇月開催</p>
<p>(4) 広報に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等への掲載 ・ リーフレット等の戸別配布 ・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	<p>〇月発行</p> <p>〇月配布</p> <p>()</p>

4. 事業実績額

業務区分		精算額（円）
人件費	業務に従事した職員の超過勤務手当等、臨時職員 の賃金 ※業務日誌を添付のこと	
物件費	業務に必要な旅費、燃料費、通信費、印刷 費等経費 ※下記5明細	
合 計		

※1 人件費見積内訳

区分	概算見積費 (千円)
超過勤務手当	
休日勤務手当	
賃金	
合計	

※2 物件費見積内訳

区分	所要見積額 (千円)	備考 (数量等)
旅費・燃料費		
通信費		
印刷費		
消耗品費		
合計		

市町村版

令和 年 月 日

令和 年度農地中間管理事業業務委託費の請求書

公益財団法人 愛知県農業振興基金 理事長 様

住 所
市町村名
代表者名

印

農地中間管理事業業務委託契約書第4条により、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先

金融機関名 _____
本・支店名 _____
(ふりがな)
口座名 _____
預金種別 _____
口座番号 _____

農地中間管理事業業務委託契約書

公益財団法人愛知県農業振興基金（以下「甲」という。）は、甲の業務の一部を、農地中間管理事業業務委託実施要領に基づき、〇〇農業協同組合以下「乙」という。）に委託することについて、乙との間に次のとおり契約を締結する。

（実施する委託業務）

第1条 甲は、乙に対し、甲が実施する農地中間管理事業に関する業務のうち、別表に掲げるもの（以下「委託業務」という。）を委託するものとする。

2 乙は、農地中間管理事業業務委託実施要領のほか、甲が別に定める「農地中間管理事業業務手順書」により実施する。

3 乙は、委託業務を実施する場合は、委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を甲と事前に協議して作成し速やかに提出するものとする。また、実施計画書に記載された内容に重大な変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

（委託費）

第2条 甲が、乙に支払う委託費は、経常的な業務に要する経費と随時、個別に行う業務に係る経費の2種とする。

（1）窓口業務や契約保全管理等、経常的に実施する業務の委託料の範囲は、別表1のとおりとする。

（2）広報や賃料支払い等、随時、個別業務に係る委託料の範囲は、別表2のとおりとする。

（契約期間）

第3条 業務を委託する期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（委託費の支払い）

第4条 甲は、委託業務が完了し、その額が確定した後に委託費を乙の請求により支払うものとする。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。

（委託業務の遂行）

第6条 乙は、委託業務を実施計画書に記載された計画にしたがって実施しなければならない。当該実施計画が変更されたときも同様とする。

（委託業務の報告）

第7条 乙は、委託業務を完了したとき（委託業務を中止したときを含む。）は、委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書（様式第3号 以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。

(委託費の額の確定)

第8条 甲は、乙から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査する。

2 委託費の確定額は、第2条に規定する委託費の実支出額とする。

ただし、甲は、受託者の実支出額の総額が甲の当該年度予算総額を超える事態となる場合は、予算の範囲内で額の確定を行うことができるものとする。

(委託業務の中止)

第9条 乙は、止むを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、甲乙協議の上、契約を解除し、第4条及び第8条の規定に準じて精算するものとする。

(契約の解除等)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し又は変更することができる。

(実施状況等の報告)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について乙に報告を求めることができる。

(証憑書類の備え置き)

第12条 乙は、業務委託報告書に係る関係資料を証憑書類として備えておくこととする。

2 乙は、前項の証憑書類を、契約期間満了の日から5か年間保存しなければならない。

(疑義の決定)

第13条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

(別表)

1. 経常的に委託する業務

業務内容	委託料の範囲
1. 農地利用集積窓口業務 ・ 出し手・受け手掘り起こし業務 ・ 貸出申し込み窓口業務 ・ 受け手の応募窓口業務 ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 農用地現況確認業務 ・ 応募者リスト作成業務（利害関係人の意見聴取） ・ 集積計画案作成業務（一括方式含む） ・ 配分計画案の作成業務 ・ 農地台帳の作成業務（農地台帳データの提供） ・ 上記の業務の実施に当たって必要な関連業務	左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費 （窓口業務に従事した職員に係る人件費総額、窓口業務を実施する上で必要となる旅費、通信費、印刷費、燃料費、消耗品費、システム維持経費、車両及び事務所借上料、償却費等）

<p>2. 契約保全・維持管理業務（研修会等含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約情報の保全業務 ・ 満期契約の更新案内、更新手続き業務 ・ 相続等契約の変更に関する業務 ・ 合意解約等契約の消滅に関する業務 ・ 権利の移転手続きに関する業務 ・ 業務の実施に必要な研修会等への参加 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	
--	--

2. 随時、個別に委託する業務

業務内容	委託料の範囲
<p>1. 賃料の精算支払等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通知案内（支払案内・請求案内書作成等） ・ 振替、振込（督促、再処理含む） <ul style="list-style-type: none"> 自行扱い 320 円/件 他行扱い 770 円/件 ・ 支払調書取扱業務（個人情報扱い・税務調書作成等） 500 円/件 ・ 地域の賃料相場の検討業務等 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	<p>各業務の処理件数単価×処理件数</p> <p>250 円/件</p> <p>左記業務に要する経費 (会議、打合せに要した経費等)</p>
<p>2. 広報業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J A 広報誌等掲載 ・ リーフレットの作成、戸配など ・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	<p>左記業務を実施するために必要な人件費及び物件費 (広報原稿料、印刷製本費、郵送費等)</p>

以上の契約の証として、契約書 2 通を作成し記名捺印の上各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号
公益財団法人 愛知県農業振興基金
理事長 鈴木 才将 ㊟

乙 農業協同組合
代表理事組合長 ㊟

団体名

1. 実施業務

- (1) 農地利用集積窓口に関する業務（新規・更新）
- (2) 契約保全・維持管理に関する業務（満期・変更解除・台帳整備・研修会）
- (3) 賃料の精算支払等に関する業務（振込・振替）
- (4) 広報に関する業務（広報・周知）

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 実施計画の明細

※〇〇部分を記入

業務区分	計画目標
(1) 農地利用集積窓口業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出し手・受け手掘り起こし業務 ・ 貸出申し込み窓口業務 ・ 受け手の応募窓口業務 ・ 農地台帳情報との照合確認 ・ 農用地現況確認業務 ・ 応募者リスト作成業務（利害関係人の意見聴取） ・ 集積計画案作成業務（一括方式含む） ・ 配分計画案の作成業務 ・ 農地台帳の作成業務（台帳データの提供） ・ 上記の業務の実施に当たって必要な関連業務 	新規集積面積 〇〇.〇 ha 更新集積面積 〇〇.〇 ha
(2) 契約保全・維持管理に関する業務(研修会等含む) <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約台帳（情報）の保全業務 ・ 満期契約の更新案内、更新手続き業務 ・ 相続等契約の変更に関する業務 ・ 合意解約等契約の消滅に関する業務 ・ 権利の移転手続き ・ その他保有契約に関する照会・相談対応 ・ 業務の実施に必要な研修会等への参加 	契約管理面積 〇〇.〇 ha

<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	
(3) 賃料の精算支払等に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通知（案内・督促）業務等 ・ 受け手農家からの借賃徴収業務 ・ 農地所有者への借賃支払業務 ・ 支払調書の作成業務 ・ 地域の賃料相場の検討業務等 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	月頃
(4) 広報に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等への掲載 ・ リーフレット等の戸別配布 ・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	月頃発行

※委託業務の具体的な役割分担等については、市町村と調整して下さい。

上記表の（１）「新規集積面積」とは本年度新規に利用権が設定された農地とし、「更新集積面積」とは円滑化事業等（利用権設定事業や中間管理事業の再貸付を含む）からの切替更新された面積を記入してください。（２）「契約管理面積」とは当年度期首に農地中間管理事業で利用設定してある農地面積の合計面積（契約保有面積）で件数はその筆数（概数可）を記入。

4. 予算概算

※斜字は記入例です。

業務区分		予算の積算	概算額（千円）
人件費		業務に従事する職員人件費 下記1積算明細	600
物件費	(1) 農地利用集積窓口業務	業務に必要となる旅費、燃料費、通信費、印刷費等経費 下記2積算明細	1300
	(2) 契約保全管理に関する業務		
	(3) 賃料の精算支払等に関する業務	賃料の精算業務で必要となる通信費、振込・振替手数料等経費 下記3積算明細	640
	(4) 広報に関する業務	原稿作成・広報誌製作費 配布経費	300
合計			2840

※上記4. 予算概算は、前年度実績を参考としつつ、3. 本年度計画目標面積に応じて、（新規集積計画面積×3万円＋更新集積計画面積×1.5万円＋契約管理計画面積×1万円）以内を目安に

記入して下さい。

※1 職員配置人数及び従事時間等

※斜字は記入例です。

部署	人数	従事時間 (h)	時間概算単価	概算人件費 (千円)
本部 (営農部)	2	100	3 000	300
〇〇営農センター	2	80	3 000	240
〇〇営農センター	1	20	3 000	60
支店 (〇店舗)				
合 計				600

※2 物件費(1)(2)見積

※斜字は記入例です。

区分	所要見積額 (千円)	備考 (数量等)
旅費・燃料費	300	
通信費	100	通年
印刷費	100	10000 枚
消耗品費	100	
システム維持費	200	3 次システム等
車両等償却費	300	5 台
事務所借上料	200	250 m ²
合 計	1300	

兼務の場合、業務分担や従事人数等の基準により按分見積する。

※3 賃料精算等経費見積

※斜字は記入例です。

区分	単価 (円)	見積件数	所要見積額 (千円)
案内経費	250	1000	250
自行振込・振替	320	900	288
他行振込・振替	770	100	77
支払調書作成費	500	50	25
合 計			640

令和3年度農地中間管理事業に関する委託業務実績報告書

令和 年 月 日 号

公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者名

業務委託契約書第7条に基づく令和3年度の農地中間管理事業に関する受託業務について、その実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施業務

- (1) 農地利用集積窓口に関する業務（新規・更新）
- (2) 契約保全管理に関する業務（変更・解除・台帳整備）
- (3) 賃料の精算支払に関する業務（振込・振替）
- (4) 広報に関する業務（広報・周知）

2. 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3. 業務実績

※〇〇部分を記載

業務区分	実績
(1) 農地利用集積窓口業務	経常的に実施
・ 出し手・受け手掘り起こし業務	
・ 貸出申し込み窓口業務	農地集積（新規）
・ 出し手の応募窓口業務	〇〇〇.〇 ha
・ 農地台帳情報との照合確認	農地集積（更新）
・ 農用地現況確認業務	〇〇〇.〇 ha
・ 条件調整業務	
・ 応募者リスト作成業務（利害関係人からの意見聴取）	
・ 農地リストの作成業務	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 集積計画案作成業務 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	
(2) 契約保全管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約台帳（情報）の保全業務 ・ 相続等契約の変更に関する業務 ・ 合意解約等契約の消滅に関する業務 ・ 権利の移転手続き ・ 満期契約の更新業務 ・ その他保有契約に関する照会・相談対応 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	經常的に実施 契約台帳 ○○○.○ ha ○○ 件
(3) 賃料の精算支払等に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通知（案内・督促）業務等 ・ 受け手農家からの借賃徴収業務 ・ 農地所有者への借賃支払業務 ・ 支払調書の作成業務 ・ 地域の賃料相場の検討業務等 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	○月実施 案内 ○○件 自行 ○○件 他行 ○○件 支払調書 ○○件
(4) 広報に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等への掲載 ・ リーフレット等の戸別配布 ・ 相談対応、アドバイス、その他周知活動 ・ 上記業務の実施に当たって必要な関連業務 	○月発行 ○月配布

4. 事業実績額

業務区分		内訳	精算額（円）
人件費		業務に従事した職員人件費 下記1明細	
物件費	(1) 農地利用集積窓口業務	業務に必要となる旅費、燃料費、通信費、印刷費等経費	
	(2) 契約保全管理に関する業務	下記2明細	
	(3) 賃料の精算支払等に関する業務	賃料の精算業務で必要となる通信費、振込・振替手数料等経費 下記3明細	
	(4) 広報に関する業務	原稿作成・広報誌製作費 配布経費	

合 計		
-----	--	--

※1 職員配置人数及び従事時間、人件費額明細

※斜字は記入例です。

部署	人数	従事時間合計	実績人件費 (円)
本部 (営農部)	2		
〇〇営農センター	1		
〇〇営農センター	1		
支店 (8店舗)	8		
合計	12	時間	円

従事時間数を記録した「従事日報集計表」を添付ください。

※2 物件費(1)(2)明細

区分	精算額 (円)	数量等
旅費・燃料費		
通信費		
印刷費		
消耗品費		
システム維持費		
車両等償却費		
事務所借上料		
合計	円	

兼務の場合、業務分担や従事人数等の基準により按分計算する。

※3 賃料精算等経費明細

区分	単価 (円)	件数	精算額 (円)
案内経費	250		
自行振込・振替	320		
他行振込・振替	770		
支払調書作成費	500		
合計			

取扱件数を記入下さい。

令和3年度農地中間管理事業業務委託費の請求書

公益財団法人 愛知県農業振興基金 理事長 様

住 所
団 体 名
代表者名

印

農地中間管理事業業務委託契約書第4条により、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先

金融機関名 _____
本・支店名 _____
(ふりがな)
口座名 _____
預金種別 _____
口座番号 _____

様式 H4

J A〇〇 農地中間管理事業業務日報集計表

年

※斜字は記入例です。

部署名	氏名	従事時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	時間単価	所要人件費
〇〇営農センター	〇〇太郎	勤務内	22	20	10	5	15	12	20	5	0	8	12	3	132	4,103	541,538
		時間外	3													3	5,128
	〇〇次郎	勤務内									10				10	3,590	35,897
		時間外													0	4,487	0
	〇〇花子	臨時									10				10	950	9,500
〇〇営農センター																	
〇〇支店																	
営農企画課																	
合計																	602,321